

5(3)青少年サポートプラザ及びかながわ子ども若者総合相談センターにおける 新型コロナウイルス感染予防のための個別ガイドライン

令和2年7月10日

改定 令和2年9月4日

改定 令和4年5月12日

青少年サポート課

本ガイドラインは、神奈川県立青少年センターの青少年サポート課所管の青少年サポートプラザ及びかながわ子ども若者総合相談センター事業（相談室・事務室・交流サロン・活動室・ワーキングコーナー）の運営における、感染予防対策を定めるものである。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の神奈川県に対処方針等の変更や地域の動向、利用者の状況を踏まえ、必要に応じて適宜改定を行うものとする。

1 青少年サポート課管轄の施設において職員が講じる予防措置

- ア 電話、ドアノブ、机、椅子、蛇口など、接触が多い場所の消毒を随時行うとともに、定期的な換気（1時間に2回以上、数分程度）を行う。
- イ 利用者が各施設を利用する前後に、使用物品等の消毒を徹底する。
- ウ 利用者と近距離で対面する箇所（相談室1・2、サポートプラザ受付）には、ビニールカーテン等を設置して対応する。
- エ 利用者と近距離の対面で対応する際に、ビニールカーテン等の設備を介することが困難な場面では、同程度の防護装備を着用する。
- オ 各所（青少年サポート課事務室内カウンター、相談室入口、NPO活動室1・2入口、サポートプラザ受付、ワーキングコーナー内入口）に利用者用の手指消毒液を設置する。

2 登録団体の活動室等の利用条件、および団体利用以外の利用者への協力要請・推奨事項等

(1) 登録団体

登録団体(以下「団体」とする。)が青少年サポートプラザを利用する場合は、活動室等の利用に際し、団体活動のすべての参加者(団体活動を実施する団体のスタッフも含む。以下「参加者」とする。)に対し、以下の感染予防策を参加者に講じることを利用承認の条件とする。

- ア 入室時及び利用時に、こまめに手洗いまたは手指消毒液を使用すること。
- イ 特段の理由がない限り、マスクを常時着用すること。
- ウ 参加者間は、2mを目安に距離をとること
- エ 咳エチケットを遵守し、息が荒くなる運動や、大声での会話、近い距離での接触等を含む活動は極力避けること。
- オ 参加者に対し、事前もしくは来館時に体調チェックをすることをお願いし、風邪症状がみられる方は参加を自粛するように伝えること。
- カ 参加者に対し、新型コロナウイルスの感染陽性者との濃厚接触がある場合は自粛するよう伝えること。
- キ 参加者の連絡先を把握し、感染者発生の際に対処できるようにすること。
- ク 参加者に「LINE コロナお知らせシステム」を登録するようお願いすること。

- ケ 活動中に、感染疑いの体調不良者が出た場合は直ちに職員に申し出、施設管理者の指示に従うこと。
- コ 研修室の団体利用については、研修室の個別利用ガイドラインに加え、上記の利用条件及び活動室1の予防措置に準じて使用すること。

(2) (1)の登録団体を通じずに利用する者

- (1)の利用条件に準じた対応を利用者ごとにお願ひする。

3 各施設における予防措置

(1) 相談室

- ア 面談時間は、面談と面談の間に消毒と換気の時間が十分とれるよう設定する。
- イ 面談時間が、長くならないように努める。
- ウ 常時、窓を開け、サーキュレーター等の活用も含めた換気を行う。
- エ ビニールカーテン等を設置して面談を実施する。
- オ 対面距離を確保して面談を実施する。
- カ 面談対象者の当日の体調を確認する。

(2) 青少年サポート課事務室

- ア すべての利用者の立ち入りを禁止する。

(3) 交流サロン（サポートプラザ受付・情報コーナー・ロッカー）

- ア 利用時間を9時～12時、13時30分～16時30分と短縮する。
- イ 定員の目安を3名程度とする。
- ウ 受付にビニールカーテン等を設置する。
- エ 椅子を撤去し、打ち合わせなどの用途では利用不可とする。

(4) 活動室1・2共通

- ア 利用時間を9時～11時30分と、14時～16時30分の2部とする。また、同一団体の同日の2部にまたがる「通し利用」は不可とする。
- イ 団体に対し、ソーシャルディスタンスを守るため、机1つに1名、机中央に座るよう促す。
(別紙参照)
- ウ 感染拡大防止のため、必要最低限の物品のみの貸出とする。
- エ 食事をする際はM A S K飲食を徹底し、換気をしながら十分なスペース（対面ではない形か、対面の場合は2m以上の距離）をとる。
- オ 活動中に出了ごみは、持ち帰りを願ひする。

(5) 活動室1

- ア 定員は20名とする。
- イ 窓やドアを開け、定期的な換気を実施する。(1時間に2回以上、数分程度)

(6) 活動室2

- ア 定員は6名を上限とする。
- イ 利用できるのは会話の少ない活動に限る。
- ウ 常時窓やドアを開け、サーキュレーターも活用して換気をする。
- エ 蓋つきの飲み物のみ可とし、食事は不可とする。
- オ 2mの距離が保てない場合はパーテーションを利用すること。

(7) ワーキングコーナー

- ア 利用時間を9時～12時、13時30分～16時30分とする。

- イ 利用する団体は、事前電話予約を要する。
- ウ 定員は1名とする。

4 広報・周知

- ア ホームページ等により、利用人数の上限を設けることや、利用時間等に制限があることを周知する。また、発熱や咳等の風邪症状がある場合や、感染陽性者との濃厚接触がある場合は来館をご遠慮いただくように周知する。
- イ 掲示等により、咳エチケット、マスクの着用、手洗い・手指消毒の徹底等を、利用者に対して周知する。
- ウ 神奈川県が発行する「感染症防止対策取組書」を掲示する。
- エ 登録団体に対し、利用条件の詳細に、例示などを加えて記した利用案内等を作成、配布し、利用の理解に努める。

5 感染が疑われる者が発生した場合の対応

- ア 職員は、団体などの利用者から、感染が疑われる者が発生した連絡を受けた場合は、直ちに施設管理者(青少年サポート課長、課長不在の場合は、副館長もしくは館長)に報告するとともに、速やかに、医療機関及び保健所に連絡し、その指示を受けること。
同時に周囲の者を、1階の待合スペースなど、別スペースに退避させるとともに、本人が動けない場合は、即座に救急車を呼ぶなど、医療機関に引き継ぐこと。
- イ 対応する職員は、マスクや手袋等の防護装備等の着用を徹底する。
- ウ 保健所等の指示に従い、必要な情報提供を行うこと。
- エ 感染が疑われる者が発生した時点で、当日は、青少年サポープラザを閉鎖とする判断を施設管理者が行うこと。また、感染が疑われる者の診断結果が出るまで、及び感染者が確認されたときは、消毒などの必要な処置を実施する期間、サポートプラザを閉館とすること。

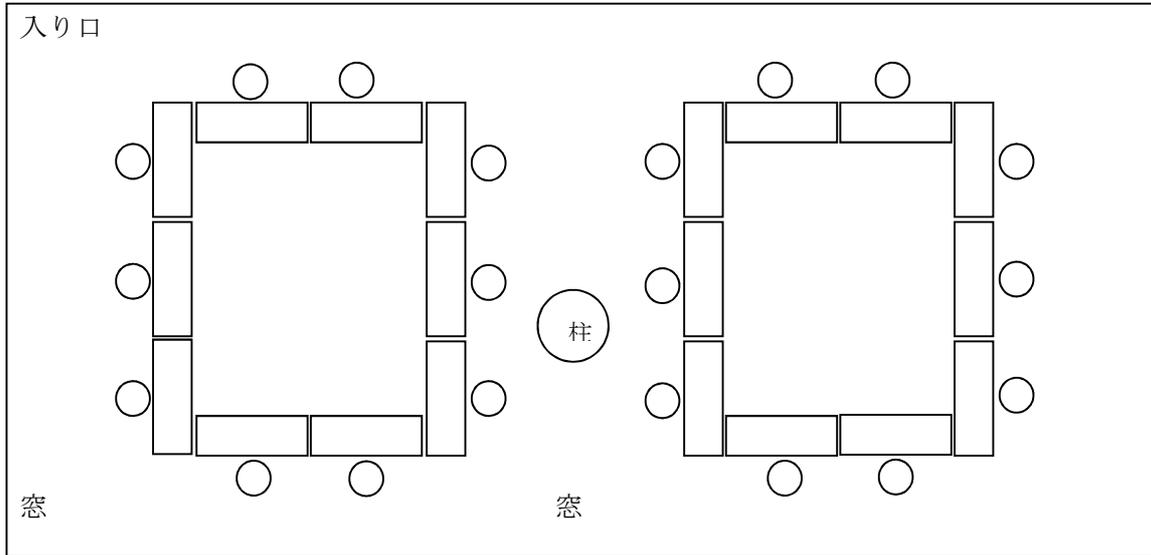
6 主催事業、出張して実施する事業等について

- ア 事業の実施者は、1・2に準じた感染症対策を行う。
- イ 出張の場合は、利用施設のガイドラインに従う。

(別紙) NPO 活動室 1 の配置図例(ガイドライン 3(4)イの参考例)

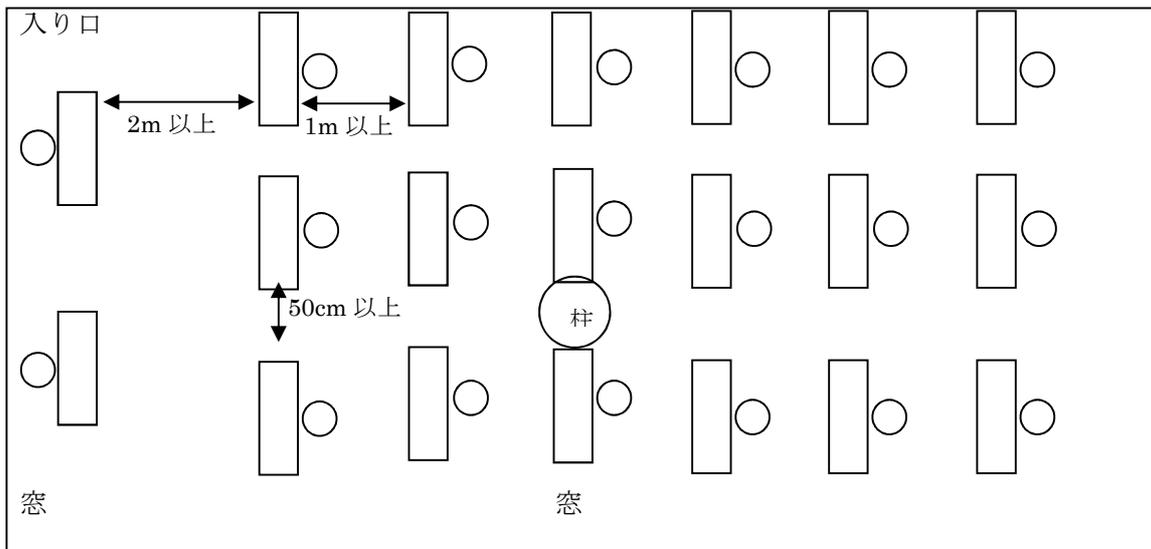
①口の字型×2 (定員 20 名)

横 2 × 縦 3 = 10 台を 2 セット、1 台に 1 人着席とする。



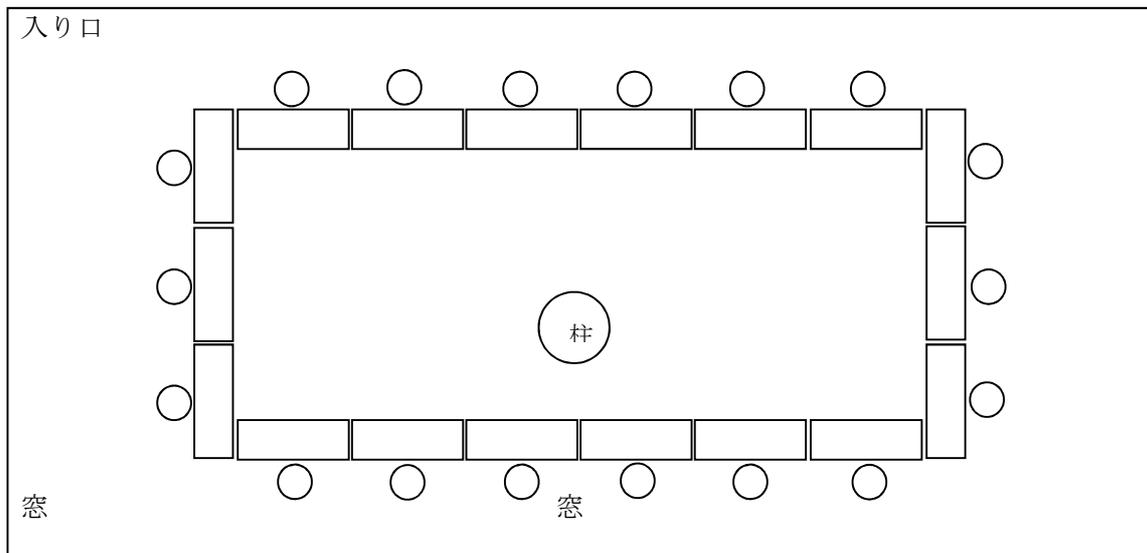
②講義型 (定員 20 名)

講師 2 名、受講者 $3 \times 6 = 18$ 名、机ありを想定。柱があるので微調整が必要になる。
講師と受講者の距離は 2 m 以上、受講者の机は、縦 1 m 以上、横 50 cm 以上とする。
1 台に 1 人着席とする。



③口の字型×1（定員 18 名）

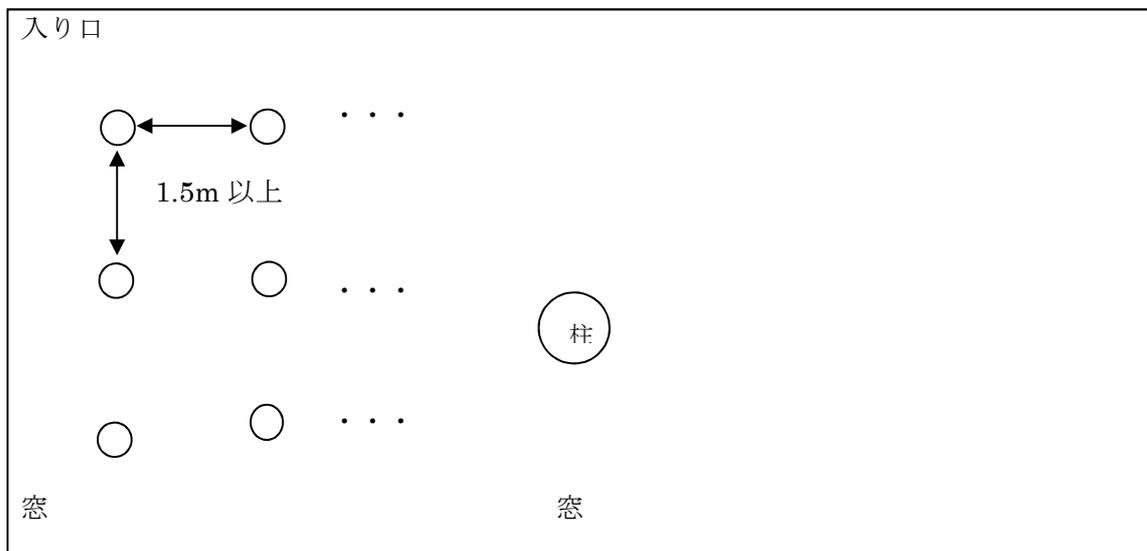
横 6 × 縦 3 = 18 台を 1 セット、1 台に 1 人着席とする。



④椅子だけの活動の場合（定員 20 名）

1.5m 以上の間隔をあけて着席する。

目安として、床のマット 3 枚分（1 枚 50cm）の間隔を保つこと。



活動室②の配置

